【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第九十一条　削除

（改正前）

第九十一条　証券取引所は、その定款において、会員の営業用純資本額の最低額を定めることができる。

②　会員の営業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券取引所は、その者の有価証券市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

③　前項の場合において、当該会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復したときは、証券取引所は、前項の規定による売買取引の停止を解除しなければならない。

④　第二項の場合において、会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復しないときは、証券取引所は当該会員を除名しなければならない。

⑤　第三十四条第二項及び第三項の規定は、前四項の営業用純資本額にこれを準用する。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

⑤　第三十四条第二項及び第三項の規定は、前四項の営業用純資本額にこれを準用する。

（改正前）

⑤　第三十四条第三項及び第四項の規定は、前四項の営業用純資本額にこれを準用する。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

②　会員の営業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券取引所は、その者の有価証券市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

（改正前）

②　会員の営業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券取引所は、その者の有価証券市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を証券取引委員会に通知しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

⑤　第三十四条第三項及び第四項の規定は、前四項の営業用純資本額にこれを準用する。

（改正前）

⑤　第三十四条第二項及び第三項の規定は、前四項の営業用純資本額にこれを準用する。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第九十一条　証券取引所は、その定款において、会員の営業用純資本額の最低額を定めることができる。

②　会員の営業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券取引所は、その者の有価証券市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を証券取引委員会に通知しなければならない。

③　前項の場合において、当該会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復したときは、証券取引所は、前項の規定による売買取引の停止を解除しなければならない。

④　第二項の場合において、会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復しないときは、証券取引所は当該会員を除名しなければならない。

⑤　第三十四条第二項及び第三項の規定は、前四項の営業用純資本額にこれを準用する。